

●自己負担限度額

所得区分（標準報酬月額）	70歳未満の自己負担限度額
83万円以上	252,600円 + （総医療費-842,000円）×1%
53万円～79万円	167,400円 + （総医療費-558,000円）×1%
28万円～50万円	80,100円 + （総医療費-267,000円）×1%
26万円以下	57,600円
低所得者（市区町村民税非課税者等）	35,400円

※入院時の食事代や居住費・差額ベッド代は、高額療養費の対象となる費用には含まれません。

※低所得者とは、市町村民税の非課税者である被保険者と被扶養者、または低所得者の適用を受けることにより生活保護を必要としない被保険者と被扶養者が該当します。